

## 町営バス広告掲載に関する基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、三春町有料広告掲載に関する要綱（平成18年三春町告示第10号。以下「要綱」という。）に基づき、町が運行する町営バス2台への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

### (掲載位置等)

第2条 要綱第2条の規定による町長が定める広告の掲載位置は、町営バス車内とする。  
2 掲載枚数は1台あたり4枚までとする。

### (規格及び広告掲載料)

第3条 要綱第4条の規定による町長が定める広告の規格及び広告掲載料は、次の表と  
おりとする。

広告の規格	広告掲載料
日本工業規格B3	広告1枚1月あたり 1,200円
日本工業規格B4	広告1枚1月あたり 600円
日本工業規格A3	広告1枚1月あたり 800円
日本工業規格A4	広告1枚1月あたり 400円

### (掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、1月を単位とし、連続して掲載する回数は各年度最大12月とする。  
2 次に掲げる日数は広告掲載の単位期間である1月に含まれるものとし、要綱第12条に定める広告掲載料の還付には該当しないものとする。  
(1) 町営バス運休日である日曜、祝日及び振替休日  
(2) 町営バスが点検・修理等の理由で運行できない日（代車による運行日）

### (割付け等)

第5条 掲載する広告の割付けについては、町が行う。

### (補則)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この基準は、平成21年1月8日から施行する。